

浜松市地域包括支援センター 運営協議会委員を募集します

浜松市では、高齢者が住み慣れた地域で安心過ごすことができるように 高齢者の総合相談窓口として、市内に地域包括支援センターを設置しています。

地域包括支援センター運営協議会では、地域包括支援センターの設置運営に関する審議をしていただき、公正かつ中立な運営を目指します。

この度、委員改選に伴い、次期審議会委員を募集します。

浜松市地域包括支援センター運営協議会委員とは？

- 【内 容】 浜松市の地域包括支援センターの設置運営にかかる事項について審議し、幅広い視野で意見を述べていただきます。
- 【募集人数】 2人 ※審議会の全委員数は10人以内で組織します。
- 【任 期】 令和8年4月1日から令和11年3月31日まで
- 【会 議】 年に3～5回程度開催します（1回2時間程度）
※原則公開とし、平日の夜間を予定しています。
- 【報 酬】 市の規定による報酬をお支払いします。※現在の報酬5,000円（日額）

委員に応募するには？

- 【応募資格】 次の（１）～（６）の条件をすべて満たす人です。
 - （１）浜松市内に居住する40歳以上の介護保険の被保険者
 - （２）地域包括支援センター運営事業に関心を持っている人
 - （３）会議に出席可能な人
 - （４）浜松市が設置する他の審議会等の委員に就任している場合、その審議会等の数が1以下である人
 - （５）当審議会の委員に現在就任している場合、1期目である人
 - （６）浜松市議会議員、浜松市職員でない人

【裏へ続く】

【応募書類】 次の（１）（２）の書類が必要です。

（１）履歴書

（２）小論文

下記のテーマで１０００字程度に意見をまとめてください。

「高齢者が住み慣れた場所で安心して暮らし続けるために」

【応募方法】 応募書類を、郵送、または直接、高齢者福祉課へ提出してください。

なお、応募書類の返却はいたしません。

【募集期間】 令和７年１２月１日（月）から令和８年１月６日（火）まで

※高齢者福祉課へ持参する場合

土日、祝日を除く 午前８時３０分から午後５時１５分まで受け付け

選考はどのように行われるのか？

【選考方法】 地域包括支援センター運営協議会委員選考委員会において、提出いただいた小論文の審査により選考し、必要に応じて、面接審査を行います。

【選考結果】 応募者全員に郵送にてお知らせします。

《問合せ、応募先》

浜松市 健康福祉部高齢者福祉課（市役所本館３階）

〒４３０－８６５２ 浜松市中央区元城町１０３－２

TEL：０５３－４５７－２３６１

FAX：０５３－４５８－４８８５

E-mail：kourei@city.hamamatsu.shizuoka.jp

検索  市ホームページ  運協 公募